

公安委員会 説明資料No. 1	国家公安委員会の権限に属する事項の 専決区分の整備（案）等について	平成28年10月27日 総務課
--------------------	--------------------------------------	--------------------

1 趣旨

国家公安委員会の権限に属する事項（内閣総理大臣の権限に属する事項で国家公安委員会委員長において専決処理することとされたものを含む。以下同じ。）については、国家公安委員会の事務運営の合理化に資するため、

- 国家公安委員会の決裁が必要な事項
 - 警察庁において専決処理する事項
- に区分されている。

今般、第190回国会において成立した法律に規定された事項等について、新たに専決区分を整備することとする。

2 概要

(1) 国家公安委員会の権限に属する事項の専決区分の整備（別添1）

次の事項については、警察庁において専決処理する。

ア 法令の制定・改正に伴う新規整備事項

- ・ 国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律（平成28年法律第73号）に基づく外務大臣からの情報の受理及び当該情報の関係公安委員会への提供 等

イ 専決区分の見直しに伴う整備事項

- ・ 産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第8条第5項に基づく新たな規制の特例措置を構ずる必要があると認めるときのその内容等の通知及び公表 等

(2) 内閣総理大臣の権限に属する事項に係る専決処理の上申（別添2）

次の事項については、内閣総理大臣に対し、専決処理の上申をする。

- ・ 犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）に基づく犯罪被害者等基本計画の公表
- ・ 中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）に基づく経営力向上計画の認定 等

1 趣旨

平成28年6月、「沖縄県における犯罪抑止対策推進チーム」の「沖縄県における犯罪抑止に関する対策について」において、「警察官100名・パトカー20台の増強等により、事件事故への初動対応やパトロールのための警察力を充実・強化する」こととされたことを踏まえ、沖縄県警察の地方警察職員たる警察官の定員の基準を改正するもの。

2 内容

- (1) 沖縄県警察の地方警察職員たる警察官の定員の基準について、2,641人から2,741人に改正。(別表第2関係)

- (2) 改正政令は、公布の日から施行。

公安委員会
説明資料NO. 3

平成29年警察白書の構成について

平成28年10月27日
総務課

(略)

1 開催日程

平成28年11月8日（火）午前8時50分から午後5時45分ころまで

2 開催場所

警視庁術科センター（武道館及び射撃場）

3 競技方法・種目及び登録選手

(1) 団体戦（皇宮警察本部及び都道府県警察48チーム）

ア 逮捕術

同種試合（徒手、警棒）

異種試合（徒手対短刀、警棒対短刀又は警じょう）

イ 拳銃

制服警察官の部、私服警察官の部、センター・ファイア・ピストルの部

ウ 登録選手

区 分	逮 捕 術	拳 銃
第1部（12チーム）	108人（7人制）	60人（5人制）
第2部（15チーム）	120人（6人制）	60人（4人制）
第3部（21チーム）	147人（5人制）	63人（3人制）
合 計	375人	183人

(2) 個人戦（女性警察官のみ）

ア 逮捕術

女子個人戦（警棒対警棒） 76人

女子特別試合（徒手対徒手） 39人

イ 拳銃

女子エア・ピストル 37人

女性制服警察官 47人

4 主な表彰

(1) 団体戦は、各部ごとに成績上位チームを表彰

(2) 個人戦は、個人戦及び拳銃団体戦の各競技種目の成績上位者を表彰

5 前回大会（平成27年度）の優勝（団体戦）

区 分	逮 捕 術	拳 銃
第1部	警 視 庁	警 視 庁
第2部	三重県警察	鹿児島県警察
第3部	石川県警察	福井県警察

会計検査院の平成27年度決算検査報告において、下記のとおり検査結果が掲記され、本年11月7日に内閣に送付される見込みである。

1 受託研究の経理

(1) 研究の概要

科学警察研究所は、複数の外部機関（国立研究開発法人等）と委託契約を締結し、当該外部機関から支払われた委託費等をもって、研究開発業務を実施している。

(2) 検査結果

外部機関から支払を受けた委託費について、その所掌に属する収入として国庫に納付し、受託研究の実施に必要な経費を歳出予算から支出等するべきであった（不当事項）。

2 用途廃止した回転翼航空機の売却等

(1) 配備等の概要

警察庁は、回転翼航空機及び補用部品等の装備品を購入し、各都道府県警察に無償使用させている。また、都道府県警察において、老朽化等に伴い使用できなくなった機体は、用途廃止し、装備品とともに売却している。

(2) 検査結果

機体の売却時に安全面を考慮し、航空の用に供さないとする条件を付していたことが、売却額の引き下げにつながっていた。また、装備品の個々の性質を十分考慮することなく消耗品として分類していたため、処分に際して管理換要望の確認が行われていなかったほか、長期間未使用の装備品の情報が共有されずその活用が図られていなかった事態は、物品管理上、適切ではなく、改善の必要がある（処置済事項）。

3 改善措置

受託研究の経理については、今後、会計監査において手続き等の状況を確認し、適正経理を指導していく。

回転翼航空機関係については、既に通達等を発して、売却条件を付さないこととするとともに、装備品の有効活用が図れるよう改善の措置を講じている。

栃木県警察は、平成28年10月23日、栃木県宇都宮市本丸町地内の城址公園^{じょうし}において、72歳の男が爆発物を爆発させて自殺を図り、3名に重軽傷を負わせた殺人未遂等事件について、捜査中である。

1 認知状況

(1) 日時

平成28年10月23日(日)午前11時39分頃

(2) 場所

栃木県宇都宮市本丸町内 宇都宮城址公園^{じょうし}

(3) 状況

「人が爆発し、別人が爆発に巻き込まれた」旨の110番通報を受理、上記場所でバラバラになった死体を発見

2 被害者

(1) 住居 不定

無職 A男 58歳(重傷)

(2) 住居 宇都宮市

パート従業員 B男 64歳(重傷)

(3) 住居 宇都宮市

中学生 C男 14歳(軽傷)

3 被疑者(自殺者)

住居 栃木県宇都宮市

職業 無職

72歳 男性

※ 現場公園内において死亡

4 関連事件

(1) 被疑者方居宅の火災事案

- 10月23日(日)午前11時15分頃、110番通報により認知
- 被疑者宅から出火し全焼、付近住宅等にも延焼

(2) 被疑者名義車両の火災事案

- 10月23日(日)午前11時33分頃、110番通報により認知
- 宇都宮市中央3丁目の有料駐車場に駐車中の被疑者名義車両から出火し同車両が全焼、隣接駐車車両2台にも延焼

5 捜査の経過

(1) 被疑者の着衣(靴下)内から、遺書とみられる文書を発見

(2) 宇都宮城址公園内(爆発現場)、被疑者宅火災現場、被疑者名義車両火災現場の検証を実施

(3) 爆発物の特定、被疑者の犯行動機、関連事件の出火原因等について捜査中